

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-3261

(P2012-3261A)

(43) 公開日 平成24年1月5日(2012.1.5)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G09F 17/00 (2006.01)	G09F 17/00	M
G09F 7/18 (2006.01)	G09F 17/00	N
	G09F 7/18	T

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L 外国語出願 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2011-130691 (P2011-130691)	(71) 出願人	511142121 ドミニコ トマチェーリ TOMACELLI Domenico イタリア国 フォッキア 71042 チ ェリニョーラ ヴィア テルミニッロ 5
(22) 出願日	平成23年6月10日 (2011.6.10)	(74) 代理人	100147485 弁理士 杉村 憲司
(31) 優先権主張番号	M12010A001059	(74) 代理人	100134005 弁理士 澤田 達也
(32) 優先日	平成22年6月11日 (2010.6.11)	(74) 代理人	100156867 弁理士 上村 欣浩
(33) 優先権主張国	イタリア (IT)	(72) 発明者	ドミニコ トマチェーリ イタリア国 フォッキア 71042 チ ェリニョーラ ヴィア テルミニッロ 5

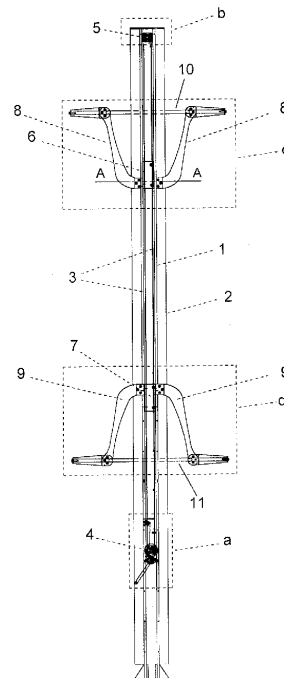
(54) 【発明の名称】 帯状体、パネル、旗またはバナー用の支持支柱

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 広告物を支持する支柱において、簡単な形状であり、よりよくモジュール化できるだけでなく、生産コストを改善した支柱を提供する。

【解決手段】 支持支柱は、金属製の内側構造物1と、支柱の先端から根元に隣接する位置まで延びる少なくとも1つの垂直な溝を有するとともに、支柱の全長に亘って延在する外側ライニング2と、を備え、支柱の根元に隣接して設けられるドライビングプーリ4と、支柱の先端に隣接して設けられるリターンプーリ5とに取り付けられる内側ベルト3を有し、ベルトに並んで設けられるレールに沿ってスライドする2つの内側スライド6、7を備え、第1のスライド6は上側に設けられるとともにベルトの一部に固着され、広告物を支持するように構成され、溝内でスライドする少なくとも2つの部材8、9を備える。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

広告物、特に帯状体、パネル、旗、及びバナー用の支持支柱であって、前記支柱は、金属製の内側構造物（１）と、前記支柱の先端から根元に隣接する位置まで延びる少なくとも１つの垂直な溝（２'）を有するとともに、前記支柱の全長に亘って延在する外側ライニング（２）と、を備え、

前記支柱の根元に隣接して設けられるドライビングプーリ（４）と、前記支柱の先端に隣接して設けられるリターンプーリ（５）とに取り付けられる内側ベルト（３）を有し、

前記ベルトに並んで設けられる少なくとも１本のレール（１８）に沿ってスライドする２つの内側スライド（６、７）を備え、第１のスライド（６）は上側に設けられるとともに前記ベルトの一部に固着され、

前記広告物を直接的に又は間接的に支持するように構成され、前記溝（２'）内でスライドし、第１の前記スライド及び第２の前記スライドにそれぞれ取り外し可能な方法で固定された前記ライニングの内側部、及び前記広告物用の固定ポイント又は支持ブラケット（１０、１１）を有する外側部を有する、少なくとも２つの部材（８、９）を備え、

減速機構（１２、１３）と、前記ベルトに固着された前記スライド（６）の上昇、下降を操作することができる手動操作クランク（１４）とを有する前記ドライビングプーリの駆動装置、を備える支持支柱。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の広告物用支持支柱であって、前記支持体（８、９）は、モジュール構造を有するとともに、上側の前記スライド及び下側の前記スライドにそれぞれを互いに反転させた配置で取り付けられることを特徴とする支持支柱。

【請求項 3】

請求項 1 に記載の広告物用支持支柱であって、前記スライド（６、７）はモジュール構造を有するとともに、互いに反転する態様で取り付けられることを特徴とする支持支柱。

【請求項 4】

請求項 1 に記載の広告物用支持支柱であって、下側に配置される前記第 2 のスライド（７）は、前記支柱が垂直方向の旗、又はバナーを支持する為に使用される際は前記レールに沿って自由にスライドできる一方、前記支柱が水平方向の帯、又はパネルを支持する為に使用される際は前記上側のスライド（６）に固定されるよう構成されることを特徴とする支持支柱。

【請求項 5】

請求項 1 に記載の広告物用支持支柱であって、前記溝（２'）は、前記外側ライニング（２）に 2 つ設けられるとともに前記支柱の中心線に対して反対側に位置することを特徴とする支持支柱。

【請求項 6】

請求項 1 ～ 5 の何れか 1 項に記載の広告物用支持支柱であって、手動でロックを解除することが可能であり、ドライビングプーリの回転を一方向のみ許容するように設けられ、帯状体、パネル、旗、及びバナーを新たな操作が行われるまで所定の高さで固定し続けるようにするラチェット機構（１５）を備えることを特徴とする支持支柱。

【請求項 7】

請求項 1 ～ 6 の何れか 1 項に記載の広告物用支持支柱であって、前記外側ライニング（２）は、半円筒形状で複数の垂直部分に分割され、前記根元に隣接して設けられるこれらの部分の 1 つ（２５）は、前記ドライビングプーリの駆動機構を作動させることや、広告物の取り除き、及び / 又は、新たな取り付けを行うことが必要な場合はいつでも取り外し可能に設けられていることを特徴とする支持支柱。

【請求項 8】

請求項 4 に記載の広告物用支持支柱であって、前記帯、パネル、旗、及びバナーの支持を可能とする機器は、特定の目的に従って、支持体、ブラケット、及び前記スライド間の固定部材からなる複数の部材の一部又は全部を取り付け、又は取り外すことによって再構

10

20

30

40

50

成されるものである支持支柱。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、広告物の支持支柱に関するものであり、特に、帯状体、パネル、旗、及びバナーを支える支柱に関する。

【背景技術】

【0002】

今日、帯状体、パネル、旗またはバナーの道端での展示には、大抵の場合、特にこの目的の為に考えられた支持物や接続物を利用するものではなく、他の目的の為に既存の手段、例えば、ランタン、バルコニー、木等を用いて、それらの広告物をロープや金属製のフレームによって固定する。

10

【0003】

上記の場合では、広告物の取り付け、更新、クリーニング、復元、及び取り外しの作業は、高所に典型的な危険（人や物が上から落ちる等）を伴い、また、つり上げ装置を備える車両の使用によるコストが生じるため、本発明者は、これらの欠点を克服すべく、下記特許文献1に記載のように、特に広告物を支持するように設計された支柱を既に考え出している。

【先行技術文献】

【特許文献】

20

【0004】

【特許文献1】イタリア国特許第1355075号明細書

【0005】

この支柱によれば、その内側に、ガイドに沿って支柱の先端からその支柱の根元近くまでスライドすることができ、また、ねじやナットによる連結システムによって、支柱の内側に配設されるウォームねじに取り付けられてその動きが制御されるカーソルと、その支柱のライニングに沿って形成される垂直の溝に沿ってスライド可能な広告物の金属製支持体と、前記カーソルに取り付けられる支柱内側の内側部材と、好ましくは、3つの固定ポイントを備えるフォークのような形状であって、上側、中央、下側部分に広告物をセットする外側部材とを備えている。

30

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明は、上記のような支柱に関し、簡単な形状であり、また、カーソル及びこれに固定できる金属製支持体のような構造部材を、よりよくモジュール化できるだけでなく、生産コストを改善した支柱を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

広告物、特に帯状体、旗、バナーを支持する本発明に従う支柱によれば、上述した支柱のように、内側金属製構造物と、前記支柱の全長に亘って延在するとともに前記支柱の先端から根元に隣接する位置まで延びる少なくとも1つの垂直な溝を有する外側ライニングと、を備え、さらに、以下の構成を備えることを特徴とする。

40

- 支柱の根元に隣接して設けられるドライブングプーリ、及び支柱の先端に隣接して同じように設けられるリターンプーリに取り付けられる内側ベルト。

- 前記ベルトに並んで設けられる少なくとも1本のレールに沿ってスライドでき、その内の1つは、本質的に上側に設けられるとともに前記ベルトの一部に固着される2つの内側スライド。

- 前記広告物を直接的に又は間接的に支持するように構成され、前記溝内でスライドし、第1の前記スライド及び第2の前記スライドにそれぞれ取り外し可能な方法で固定された前記ライニングの内側部、及び前記広告物用の固定ポイント又は支持ブラケットに固着さ

50

れた外側部を有する、少なくとも2つの部材。

- 減速機構と、前記ベルトに固着された前記スライドの上昇、下降を操作することができる手動操作クランクとを有する前記ドライビングプーリの駆動装置。

【0008】

本発明の特徴や利点は、形状が概略的に示された添付の図面に表され、非限定的な性質となる実施例を説明する以下の記載によって、より明確となるであろう。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明に従う支柱の縦断面図である。

【図2】図1に示す“a”部の拡大斜視図である。

10

【図3】図1に示す“b”部の拡大斜視図である。

【図4】図1に示す“c”部の拡大斜視図である。

【図5】図1に示す“d”部の拡大斜視図である。

【図6】A-Aでの断面を拡大して示す水平断面図である。

【図7】図1、4、5及び8に示す、各支持体8及び9の外形図である。

【図8】スライド6及び7の斜視図であって、広告用パネル又はパナーを支持する場合に結合される状態を示す図である。

【図9】本発明に従う支柱を広告用パネルの支持に用いる図である。

【図10】本発明に従う2本の支柱を帯状体の支持に用いる図である。

20

【図11】本発明に従う支柱をパナー又は旗の支持に用いる図である。

【発明を実施するための形態】

【0010】

図1は、帯状体、パネル、旗、及びパナーを支える支柱の縦断面図を概略的に示す。図において符号を付した種々の要素は、下記を意味するものである。

1は、2つの内側金属製ポスト（図6のポスト1及びポスト1'）の1つであり、支柱の全長に亘ってC字状断面を有する。

2は、外側ライニング（断面を図6に示す）であって、支柱の先端から根元付近まで延び、対向する2つの溝（図6の溝2'を参照）を有する。

3は、支柱の根元側に隣接して設けられるドライビングプーリ4と、同じ支柱の先端側に隣接して設けられるリターンプーリ5とに取り付けられるベルトである。

30

6及び7は、前記ベルトに並んで設けられる2本のレール（図6に示すレール18、及び18'）に沿ってスライドするスライドであり、上側スライド6はベルトの一部に固着され、また、下側スライド7はレールに沿って自由にスライドすることができる。（又は、以下の図8～10において示すように、水平方向の帯状体、又はパネルを支持するために利用される支柱の場合は、第1のスライドと結合する。）

8及び9は、金属製の支持体であって、それぞれが前記溝の一方の内側をスライドし、それぞれが、前記スライド6及び7の一方に取り外し可能な態様で固定され、ライニングの内側に位置する内側部と、パナー、又は旗（図示せず）を支持するブラケット10及び11の固定ポイントを保持する外側部とを備える。

【0011】

40

図2～図5は、図1の部材の拡大斜視図を示し、それぞれ、長方形の破線部分a～dを含んでいるが、ここでは、明確に表示する為に、ライニング2を省略している。

【0012】

特に、図2は、プーリ4とベルト3とに隣接して、下記のものが見られている。

- ギヤ12と13で構成された減速機構。

- 手動操作クランク14。

- ギヤの回転を一方向だけにすることができるラチェット機構。

その機構は、手動にて作動不能にすることができる。

【0013】

図3は、支柱1に固定され、また、支柱の先端に設けられてライニングに接合するよう

50

に設計された円形プレート 16 の直下に設けられる、プーリ 5 を示す。

【0014】

図 4 及び 5 には下記が示されている。

- ブラケット 10、11 の外形と、支持体 8 及び 9 の結合態様。
- 支持体 8 及び 9 (そのモジュール形状は、図 7 により完全に示されている) におけるブラケット 10 及び 11、並びにスライド 6 及び 7 への結合態様。
- 箱形のスリーブに似た、スライド 6 及び 7 の構造、並びに、図 4、5 には示されていないが、図 6 に示されている、レール 18' 上をスライドするように設けられた、スライド 6 及び 7 上の一対のローラーベアリング 17 の存在。(図 6 にまとめて示されているように、各スライドは、また、第 2 の対となるベアリング 17 を有し、反対側に対となるベアリング 17' を有する。)

10

【0015】

図 6 は、図 1 の支柱につき、同図の A - A に沿う水平断面における図である。同様にして下記を、特に強調して示す。

- 外側ライニング 2 と、対向する溝 2'。
- C 字状断面の 2 つの支柱 1 及び 1'、及び前記支柱へのライニング 2 の固定態様。
- 支柱に取り付けられる 2 本のレール 18 及び 18'。
- スライド 6 の断面図と、レール 18 及び 18' をスライドする 2 対のベアリング 17 及び 17' の下側のベアリング。
- スライド 6 から突出する 2 対のフラップ 20、20' が存在し、このスライド 6 に、支持体 8 の下方側先端部が固定されている。
- 右側部分が前記スライドに固定される、ベルト 3 の 2 つの部分。

20

【0016】

下側スライド 7 の構造を参照すると、その構造はスライド 6 の構造と完全に類似するものであり、違いは、スライド 6 との関係で上下逆さまに返されていることである(フラップで固定される支持体 9 は、その支持体 9 の上側に位置するスライド 6 の支持体とは反対側であって、下側に位置する)。そのうえ、スライド 7 はベルトの両端部から離して設けられていて、レール 18 及び 18' に沿って自由にスライドすることができる。これにより、ブラケット 11 を旗やパナーの下縁に固定する際(例えば、図 11 参照)、ガイドアセンブリ 7、支持体 9、ブラケット 11 の重さによって、旗等の伸張が維持される。

30

【0017】

2 つのスライドにおけるフラップ 20 及び 21 の異なる位置は、本発明に従う支柱が、旗又はパナーのみならず(図 11 を参照)、また、パネル(図 9 を参照)又は水平方向の帯状体(図 10 を参照)を支持する為に利用できるという事実によって証明される。これら後者 2 つの場合において、ブラケット 10 及び 11 は、実際は設けられておらず、支持体 8 及び 9 の数は、4 つから、その支柱の同一側に位置する場合は 2 つのみにまで減らすことができる。そして、例えば図 8 に示すプレートによって、下側スライドを上側スライドに固定する。(スライド 6 及び 7 の右側に取り付けられるフラップに、同時に取り付けられているプレート 21 を参照。)従って、支持体 8 及び 9 は互いに結合され、そして、ドライビングプーリの動作によって、それらが同時に移動する。

40

【0018】

本発明の利用可能な方法を、以下に記載する。

【0019】

水平の帯(図 10)を取り付けるには、2 本の支柱を、ある距離(例えば道の両側)にて設置し、以下のステップに従い進めて行くことが必要である。

- ラチェット機構のロックを解除しつつ、手でドライビングプーリを操作して、それらの下側停止位置までスライドを下げる。
- 支持体 8 及び 9 にブラケットが取り付けられていたら取り外す。
- 2 つの支持体 8 の内の 1 つ、及び 2 つの支持体 9 の内の 1 つが、帯状体の取り付けに含まれないものであれば取り外す。

50

- 必要な場合には、プレート 2 1 によって 2 つのスライドを連結する。
- 帯状体の 4 つの弾性固定ロッドを、図 7 において “ 2 2 ” で示す固定ポイントに結びつける。
- 手動により、スライドを上側停止位置まで上昇させる。

【 0 0 2 0 】

図 1 0 は、例示的目的で、本発明に従い、帯状体が 2 本の支柱に取り付けられる方法を示す。

【 0 0 2 1 】

帯状体の代わりに広告パネルを取り付けるためには、前のケースと似た設置方法が用いられる。違いは、パネルを支持体へ固定する方法だけである。この場合、パネルは、図 7 に “ 2 3 ” で示される固定ポイントにねじで固定される。図 9 は、例示的目的で、本発明に従う支柱が同じように取り付けられた広告パネルとともにどのように見えるかを示すものである。

10

【 0 0 2 2 】

旗、又はバナーを取り付ける場合、その 1 つは、以下のステップに従い進められる。

- ラチェット機構のロックを解除しつつ、手動でドライビングプーリを操作して、それらの下側停止位置までスライドを下げる。
- 必要であれば、連結プレート 2 1 を取り外して 2 つのスライドの連結を解除する。
- 必要であれば、それぞれの固定システムを係合させて、スライド 6 及び 7 に支持体 8 及び 9 を対称に取り付ける。
- 図 7 に “ 2 3 ” で示す固定ポイントを使用し、ブラケットを支持体にねじで固定する。(ブラケットの管状のロッドは、旗やバナーとともに取り付けられる。)
- スライド 6 を上側停止位置まで上昇させる。

20

【 0 0 2 3 】

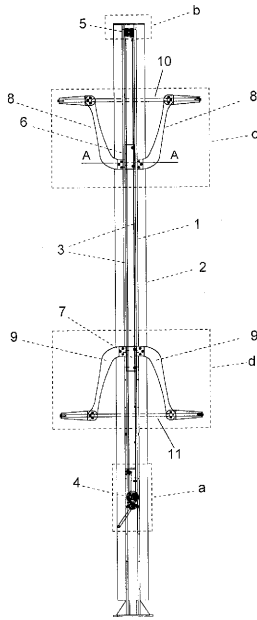
図 9 ~ 1 1 に表す図に関し、支柱の垂直長さに従って互いに続いていく水平ライン (図 1 0 のライン 2 4) は、支柱の外側ライニングが、複数の垂直部分に細分化されていて、各々が半円筒形状であることを示す。支柱の根元に隣接する (図 1 0 の 2 5 によって示す部分を参照) これらの部分の 1 つは、ドライビングプーリの駆動機構を作動や、広告物の取り除き、及び / 又は、新たな取り付けが必要な場合はいつでも取り外される。

【 0 0 2 4 】

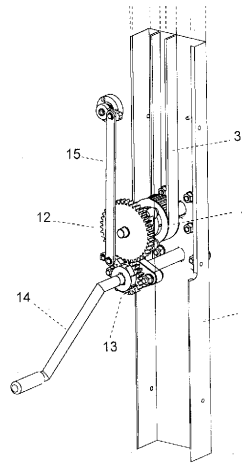
上述した具体例は、説明のための記載であり、非限定的な目的は、以下の請求の範囲を逸脱すること無く、変更、適合、変形、及び機能上同等な種類の他の要素への代用を与えるものである。

30

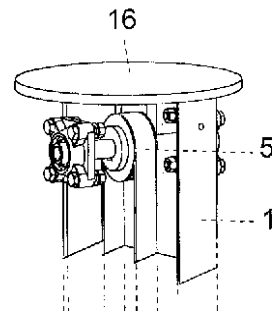
【 図 1 】



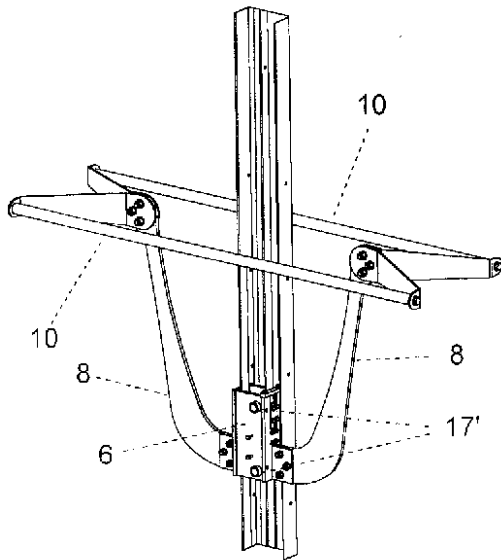
【 図 2 】



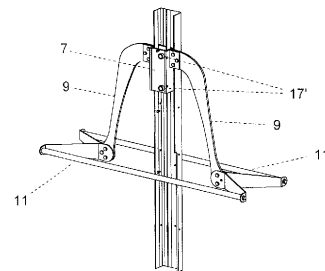
【 図 3 】



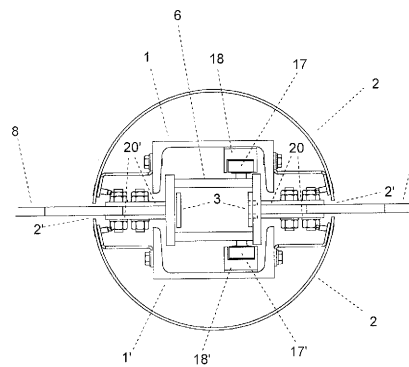
【 図 4 】



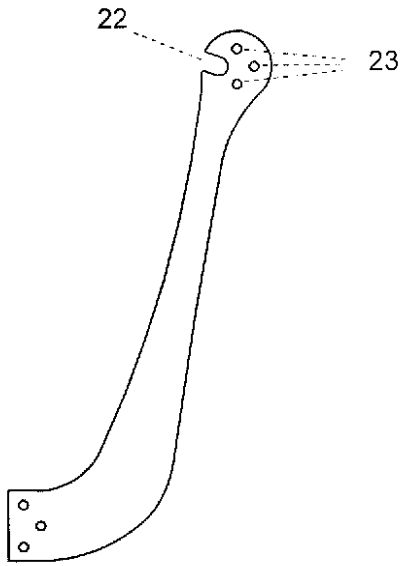
【 図 5 】



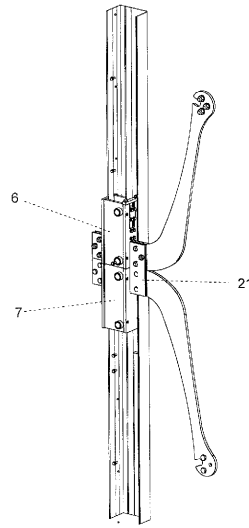
【 図 6 】



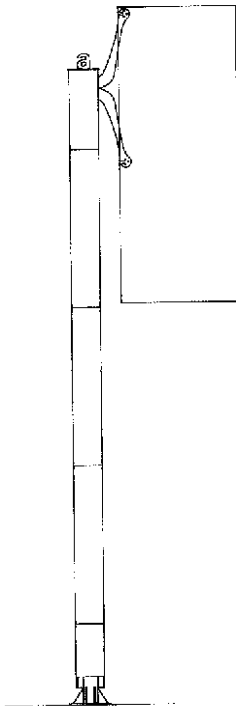
【 図 7 】



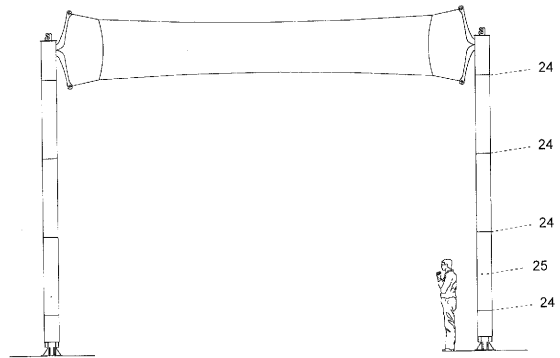
【 図 8 】



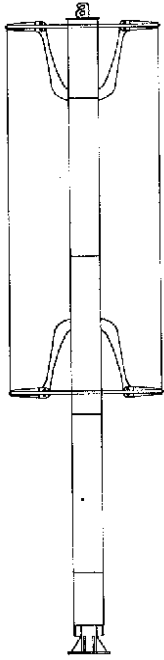
【 図 9 】



【 図 10 】



【 図 1 1 】



【外国語明細書】

2012003261000001.pdf